

社会福祉法人美咲町社会福祉協議会

役員等の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人美咲町社会福祉協議会（以下「法人」という。）の定款第10条及び第25条の規定に基づき、この法人の評議員、理事、監事及び委員会等の委員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、評議員、理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 委員会等の委員とは、社協が設置する委員会の委員をいう。
- (6) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (7) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等及び委員会等の委員に対して支給する報酬等は、日額とし、役員等に対して、評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会、県社協・行政関係委員会及び県の指導監査又は研修会（以下「会議等」という。）への出席に係る職務執行の対価として、報酬等を支給する。

- 2 監事には、前項のほか、監査に係る職務執行の対価として、報酬等を支給する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、役員のうち職員としての立場を有する者で、この法人の「職員給与規程」に基づき、給与の支給を受ける者に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬の額の決定)

第4条 評議員には、定款第10条で定める金額の範囲内で、報酬を支給する。ただし、地方公共団体等の職を兼職する評議員には支給しない。

- 2 役員等の報酬の額は、別表に定めるとおりとする。ただし、地方公共団体等の

職を兼職する役員には支給しない。

(報酬の支給日)

第5条 役員等及び委員会等の委員の報酬は、原則として月末締の翌月15日払いとする。

(報酬の支給方法)

第6条 役員等及び委員会等の委員の報酬は、原則として役員の指定する金融機関への口座振り込みとする。但し、役員が希望した場合には、現金で支給する。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第7条 役員等に支払う旅費は、法人職員旅費規程に定めた額とする。ただし、役員で職員としての立場を有する者に対しては、法人職員旅費規程に基づき、旅費が支払われる場合を除き、会議等への出席に係る費用は支払わない。

2 役員等が、その職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、評議員会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

1 この規程は、平成30年4月1日から適用する。

2 社会福祉法人美咲町社会福祉協議会役員の報酬及び費用弁償規程及び社会福祉法人美咲町社会福祉協議会評議員の報酬及び費用弁償規程は廃止する。

附 則

1 この規程は、令和4年12月1日から適用する

別 表

役員等の報酬の額（第4条第2項関係）

役 職 名	報 酬 の 額
評 議 員	会議等への出席の都度：1人 日額5,700円
常 勤 役 員	該当者なし（職員としての給与が支給される者を除く。）
非 常 勤 役 員	会議等への出席の都度：1人 日額5,700円
監 事	会議等への出席の都度：1人 日額5,700円
委員会等の委員	会議等への出席の都度：1人 日額5,700円